

認知症閉じ込めないで

元会社役員の高井隆一さん(68)は2007年、愛知県大府市に住む認知症の父、良雄さん(当時91歳)を列車事故で亡くした。JR東海は良雄さんに対する家族の監督責任を問う損害賠償請求訴訟を起こしたが、最高裁は16年、賠償金の支払いを命じた高裁判決を破棄し、監督責任を認めない初の判断を示した。介護から裁判へ。高井さんは家族とどう向き合ったのか。

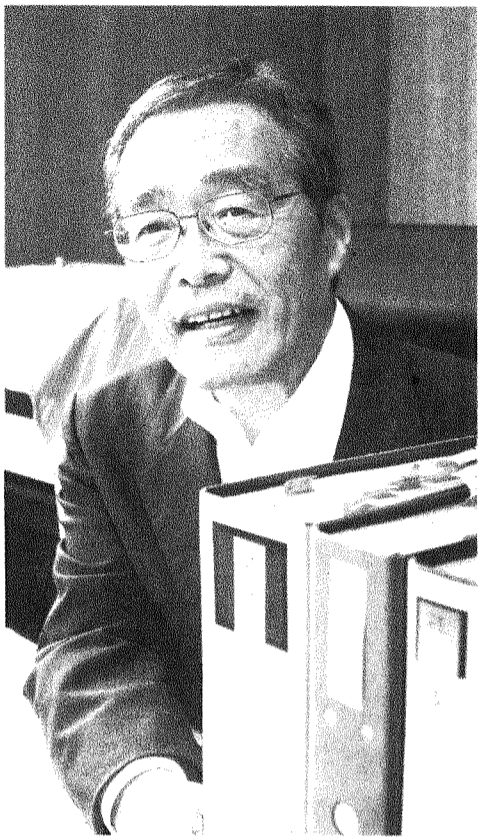
(聞き手 阿部文彦)

編集委員が

迫る

—良雄さんを在宅でどう介護したのか。

「JR東海・東海道線の大府駅前に住む父が認知症を発症したのは2000年のこと。当時、私は信託銀行に勤めていて、夫婦で横浜に住んでいた。母、妻、地元の介護施設で働く妹と話し合い、妻が近くに移動し、介護に加わるようになった。私も月3回程度、大府市で週末を過ごした。骨折が原因で入院した際、病院を嫌がり、認知症の症状も悪化した。「介護は住み慣れた自宅で」と家族で介護方針を確認した」



たかい・りゅういち 旧中央三井信託銀行執行役員不動産業務部長などを歴任。2015年、父・良雄さんの後を継ぎ、高井不動産事務所を開設。「認知症鉄道事故裁判」を4月に公刊。

介護者へ賠償求めるJRに勝訴

高井さんの介護と裁判の記録

2000年	良雄さんが認知症を発症
02年	妻が大府市に転居、介護に参加。骨折で入院、認知症悪化。要介護2認定
07年	要介護4認定
12月	列車事故で良雄さん死亡
08年	JR東海から賠償請求を求める内容証明郵便届く
10年	JR東海が地裁に提訴
13年	1審判決。母と高井さんに約720万円の全額支払い命じる
14年	2審判決。母に半額の支払い命じる
16年	最高裁判決。逆転勝訴

鉄道事故で父を亡くした高井隆一さん 68

高いハードル

—1審、2審は、家族の監督責任を認める厳しい判決となった。

「弁護士からは当初、責任能力のない人が加害者となった場合、『監督義務者』に賠償責任を負わせるという民法の判例に従えば、ハードルの高い裁判になると言われた。1審後は、『この判決が取り消されずに確定したら、自分のように訴えられる人が増えてしまう』と覚悟を決めた。最高裁で判例を変えるしかない」と

—最高裁は1審、2審の賠償命令を破棄して請求を棄却。逆転勝訴となった。「判決の前、男児がけたサッカーボールで起きた交通事故に同じ、両親を免責とする新しい判断を最高裁が示した。追い風が吹いているとは思っていた。1

審では母と私が、2審では母が監督義務者とされたが、『監督義務者またはそれに準じる者に該当しない』と踏み込んだ点も画期的だと思った。ある裁判官は補足意見で『(認知症の人)本人が行動制限されることが重要』と明記した。それもうれしかった」

公的な救済制度広がる

—ただし、判決では、同居の有無など「特段の事情」がある場合は監督義務者と認定されるとしたため、「献身的に介護するほど、重い責任を負うことになるかねない」などの懸念が法曹界から出た。

「いかにも法律家らしい解釈だが、違つて私は思う。今回の最高裁判決の前は、監督責任が問われるため、裁判をすれば確実に負けて

いたのが、特段の事情がない限りは家族に原則的に責任がないと、正反対になったのだから。介護の大変さが裁判官に理解されれば、私たちのように監督責任は問われなと思う」

—判決に対しては、被害者の被害が救済されない、泣き寝入りになってしまつとの指摘も出た。「鉄道は公共性が高い交通機関なので本来は、事故が起きない体制を整えるべきだ。しかし、認知症のドライバーによる交通事故などは、被害者救済が欠かせない。神奈川県大和市、私の地元の大府市などで、認知症の人が起こした事故の公的な救済制度が広がりつつあり、歓迎したい」



最高裁判決での逆転勝訴を伝える2016年3月2日の読売新聞朝刊一面

特段の事情 介護する家族が監督義務者にあたるのかについて、最高裁は①介護者自身の生活、心身の状況②親族関係の有無や濃淡③同居の有無や日常的な接触の程度④財産管理への関与の状況⑤問題行動の有無⑥介護などの実態⑦の6項目を判断基準として示した。基準に基づき、「監督が可能で容易な立場だったのか」を考慮、高井さんも母親も監督義務者ではないと認定した。

—6年間の裁判を振り返ると。「1審判決やJR東海

は、認知症の人を『危険な存在』と決めつけ、『外出させたことが過失』と私たち家族の責任を追及した。しかし、見知った人と行き交う自宅前の歩道はいわば父の庭。在宅で介護する上で、外出を制限するという選択肢はなかった。妻は可能な限り、外出する父に付き添い、近くから見守った」

「1審判決は完全な敗北でショックを受けたが、その後、『判決には疑問がある』といった報道が増えた。大企業相手の孤独な戦いだったが、『認知症の人と家族の会』の支援もあり、自分分は間違っていないかつと、気を持ち直した」

—認知症の人や家族へのアドバイスは。「認知症の人は25年には約700万人に上るとされる。裁判になるケースも増えると思う。私が勧めるのが『介護日記』だ。介護の5W1Hを漏らさず書き込む。愚痴を書いても良い。介護に向き合った証拠として提出できる。きれいな事抜きで介護は大変だ。どういふ体制で臨むのかを家族で話し合い、認知症の人を信じて見守ってほしい」

課題解決の出発点



認知症の家族が事故を起こしたら。超高齢社会の現代、だれもがいつかは直面するリスクといえよう。高井さんの裁判が大きな反響を呼んだのは、そうした共感を集めたからだ。最高裁は新たな判断を示したが、超高齢社会の課題を解決するための出発点ととらえるべきだ。大和市の公的救済制度のような、認知症の人が地域で暮らすリスクを社会が支える仕組みが今後、重みを増すだろう。「認知症の人を信じて、見守る」。苦しい介護と裁判を乗り越えた高井さんの言葉が胸にしみた。(阿部)